

低炭素建築物技術的審査業務手数料

【一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	49,500
併願申請	16,500

【共同住宅等】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	143,000 (基本料金) + 4,400 (戸当料金) × 住戸 + 121,000 (共用部料金)
併願申請	4,400 (戸当料金) × 住戸 + 121,000 (共用部料金)

【非住宅建築物】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	準備中
併願申請	準備中

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

※長屋、共同住宅等の3住戸以下の共同住宅等の料金は、一戸建て住宅の料金の住戸数を乗じた額とする。(併願申請の場合は、共同住宅の料金とする。)

※他機関にて建築確認申請をされる場合は、審査料に別途追加料金として一戸建ての住宅にあっては、22,000円(税込)を加算します。

※共同住宅等における他機関にて建築確認申請をされた場合の審査料金は、上表の金額の1.2を乗じた金額を申し受けます。その際、1,000円を上限に切り捨てることができます。

※当機関で適合証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合で一戸建ての住宅にあっては33,000円(税込)、一戸建ての住宅以外にあっては上表の1/2を乗じた金額とします。その際、1,000円を上限に切り捨てることができます。

※適合証を再発行する場合は、一通につき4,400円(税込)となります。